

仕 様 書

件 名	# 1 高良台演習場支障木強剪定役務	仕様書番号	
		作成年月日	令和7年6月30日
		所 属	久留米駐屯地業務隊 管理科
		作 成 者	1等陸曹 梅崎 幸春

1 場 所

福岡県久留米市上津町 陸上自衛隊久留米駐屯地 高良台演習場

2 概 要

演習場地内の支障木強剪定 11本

3 内 容

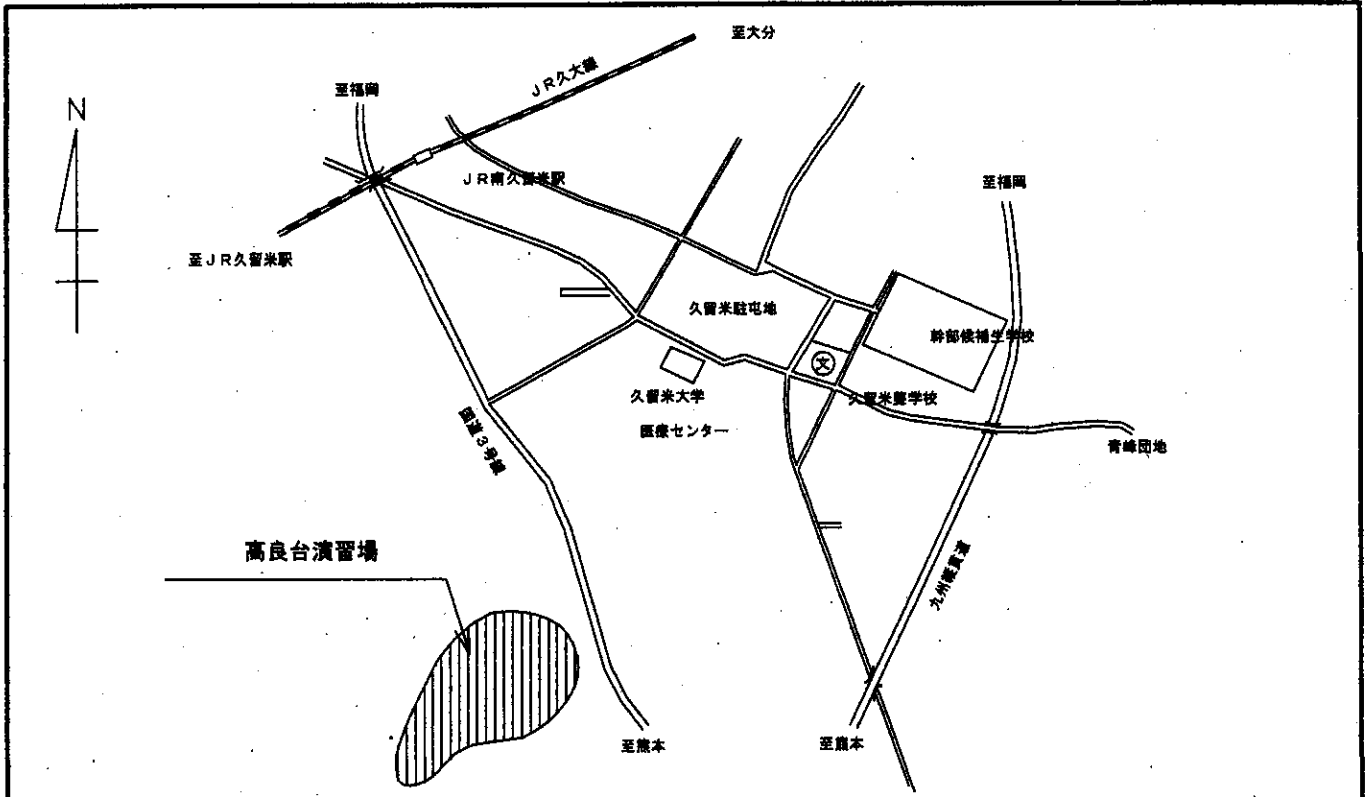
地 区	名 称	規 格		数 量 (本)
		高 さ (m)	幹 周 (m)	
A	サクラ	15.0	1.2	1
	センダン	18.0	1.7	1
B	クスノキ	18.0	2.3	1
	雑木	8.0~18.0	0.3~1.4	6
C	クヌギ (大)	25.0	1.7	1
	クヌギ (中)	12.0	1.1	1

4 一般事項

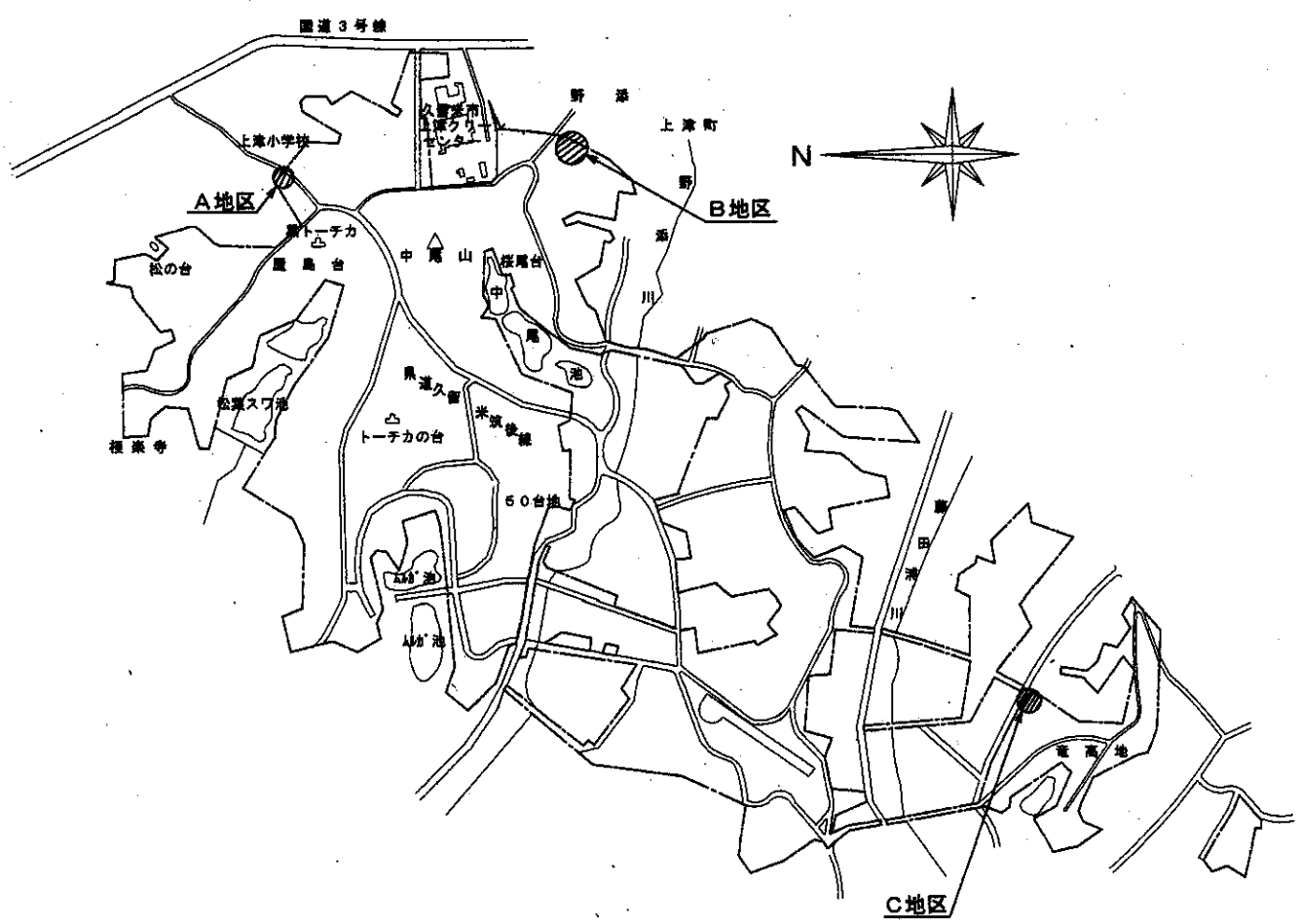
- (1) 本作業に際し、他の施設等に損傷を与えた場合は、請負者の負担において速やかに原型に復旧する。
- (2) 本作業写真は、カメラ (カラー) 又はデジタルカメラを使用し、作業前・作業中 (各工程毎) ・作業後及び使用資材等係官の指示する箇所を撮影し、工専用アルバム (A列4番縦) に整理のうえ1部提出する。
- (3) 本作業の安全管理については、請負者の責任において実施するものとし、万一事故等が発生した場合に官側は一切責任を負わない。
- (4) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議のうえ実施する。
- (5) 本作業の発生材は、2メートル以内に伐採し、場内集積処分する。集積場所については、官側の指示による。
- (6) 本作業において、電気・水を使用する場合には請負者が準備する。

5 特記事項

- (1) 本作業は高所作業車等を使用し、車両建設機械が進入不可な場所は、チェーンソー等を使用した人力とする。
- (2) 支障木剪定位置は地面から1.0m内外を基準とし、細部は係官と現地協議する。
- (3) 民家及び一般道に近接している場所の剪定に際しては、高所部の剪定機等の落下防止に努めるとともに、交通量の多い場所については、誘導員を配置し、民家及び通行車両等への被害防止に万全を期するものとする。
- (4) 作業範囲及び隣接道路は急勾配であるため、安全管理に十分留意する。
- (5) 作業実施日は事前に係官と協議し、決定する。
- (6) 本作業に際し、関係機関等への調整手続きが必要となる場合は、請負者の責任において確実に実施する。



高良台演習場案内図 S = 1/X



高良台演習場配置図 S = 1/X